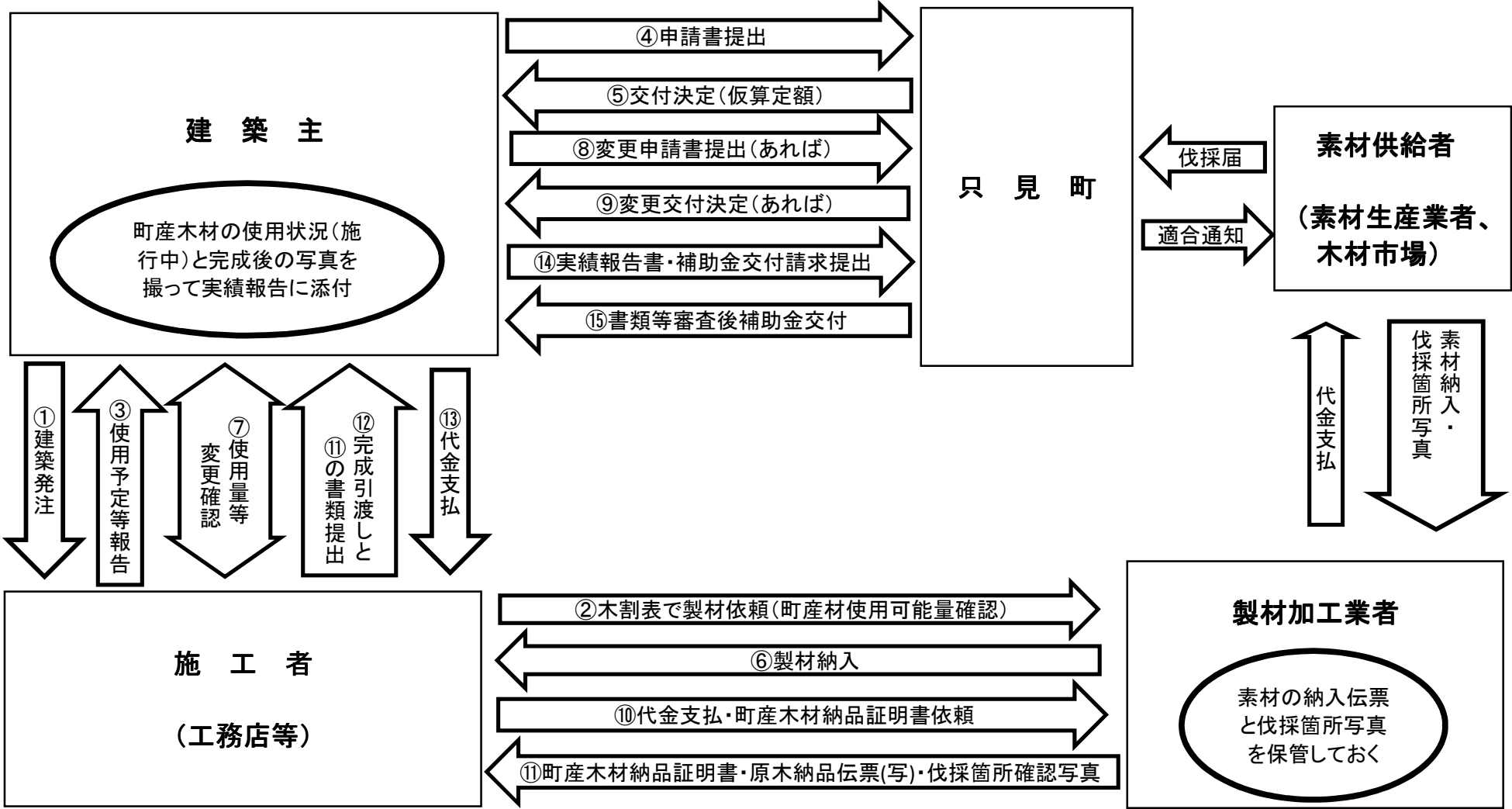


只見町地元産材活用支援事業フロー



- ①建築工事発注。地元産材活用支援事業を利用する旨伝え、申請書に必要な只見町産材の使用予定量、製材加工業者名等を施工者に確認する。
- ②設計により、製材加工業者へ製材を依頼。その際、事業を利用するため、只見町産材をどこに使うか木割表により施工者と製材加工業者で確認。
- ③申請書に必要な只見町産材の使用予定量、製材加工業者名等を建築主に報告(申請書に記入)する。
- ④着工から30日以内に③の情報を得て申請書を作成し、工事契約書等の写しを添付し提出する。
- ⑤申請内容を確認し、交付決定を通知(使用予定数量見合い額による)

- ⑥製材の納品。
- ⑦最終の使用料が確定したら、使用量・床面積・工期等変更があるか確認。あれば、⑧～⑨で変更申請処理する
- ⑩製材代金納入と同時に、町産木材納品証明書を依頼する。
- ⑪町産木材納品証明書、素材供給者と取り交わした納品伝票の写し、素材の伐採箇所を確認できる書類(写真等)を提出。
- ⑫完成引渡しの際、⑪で受領した書類を提出。
- ⑬建築工事代金の支払い。(施工者との契約により)
- ⑭実績報告書、交付請求書、施工中・完成写真と⑫で受領した書類を町に提出
- ⑮書類等審査後、補助金交付